

平成30年1月12日

立山町長 舟橋 貴之 様

立山町行財政改革会議
会長 作井 英人

立山町行財政改革への提言
～今後の下水道事業のあり方について～

立山町行財政改革会議は、平成29年10月から3回にわたり、慎重に審議を重ねてきました。

その概要について、次のとおり記すとともに、審議内容については、『立山町行財政改革への提言～今後の下水道事業のあり方について～』としてとりまとめ、ここに提言いたします。

記

○今後の下水道事業のあり方について

1. 公共下水道事業から合併処理浄化槽設置事業への転換

現在、立山町の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合において実施されていますが、下水道普及率は上市町、舟橋村の100%に対し、立山町は91.2%となっています。また、下水道使用料等において下水道整備費等が賄いきれていないことから構成町村が多額の負担金を拠出して賄っている状況にあり、中でも整備工事が続く立山町の中新川広域行政事務組合への負担金は、当面、毎年度6億円前後で推移すると試算されています。

一方で、中新川広域行政事務組合の計画によれば未整備区域である末三賀中部等8集落が全て整備を終了するのは平成40年度となっており、この8集落について実施した接続意向調査結果では、住環境、自然環境への悪影響が懸念されるとともに、自由記載意見において「公平な公共サービスを」といった厳しい意見もあり、住民サービスの観点からも早急な対応が迫られています。

こうした町の現状を踏まえ、大型公共事業である下水道事業について見直しが必要と考えられ、下水道整備事業にかわり立山町による合併処理浄化槽設置事業を実施し、未整備区域の汚水処理環境の一刻も早い改善を提言いたします。

2. 下水道整備区域における接続率の向上

また、既に下水道が整備されている区域における接続率の向上についても取り組む必要があります。

未整備区域について、下水道事業から合併処理浄化槽設置事業へと転換する決断を町がされるならば、下水道が整備されているにもかかわらず接続していない世帯等に対し、特に財政状況の観点から、接続への理解促進も優先して取り組む必要があります。

3. 農業集落排水事業「新瀬戸処理区」新瀬戸浄化センターの廃止に向けた検討

立山町が実施する農業集落排水事業における新瀬戸処理区は、議題としている下水道未整備区域のうち、米道集落、末谷口集落の合併処理浄化槽設置事業への転換と密接に関わることから、下水道未整備区域の今後の方向性を議論するにあたり、議題としました。

効率的、効果的な立山町全体としての施策推進のため、新瀬戸浄化センターについては、老朽化と利用状況を踏まえ、その廃止と、廃止後の特定環境保全公共下水道事業への接続または、隣接する農業集落排水事業日中福田浄化センターへの接続について今後、検討を要するものです。

〇おわりに

立山町は、これまで経験したことのない人口減少と高齢化に直面し、さらに町の財政状況は、実質公債費比率や将来負担率が県内市町村の中でも高い水準に位置しています。

こうした状況の中でも、変化の激しい社会情勢や縮小する財政規模に対応し、未来の町民も安全で幸せに立山町で暮らしていける手立てを講じていく必要があります。

これまでも、立山町は、立山町公共施設等マネジメント計画等を実行に移し、行財政改革を進めてきました。そして、下水道整備から合併処理浄化槽設置への転換もまた、大きな決断になります。

こうした取組みをこれからの立山町にしっかりと活かすために、常に町民の目線に立ち、理解を得る努力を惜しまず、これまで以上に情報の提供と認識の共有に努め、限られた経営資源を最大限に活用しながら住民サービスの維持・向上を図ることを強く望みます。